

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 28 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right)$ 障害児支援主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

災害により被災した要援護障害者等への対応について

令和 8 年熊本地震において、熊本県熊本市ほか 20 市町村において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されました。

ついては、下記内容についてご了知の上、都道府県におかれては、管内市区町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。）に対して周知を行うことなど、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 災害により被災した世帯の障害児などの要援護障害者等への対応について

災害により被災した世帯の要援護障害者等（障害児を含む。）への対応については、別添 1 から別添 3 までの事務連絡の内容について改めて御了知ください。

別添 1：「災害により被災した要援護障害者等への対応について」（令和 3 年 6 月 16 日付け厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課他事務連絡）

（参考）お示ししている主な内容

- ・状況・実態の把握と対応について
- ・障害者支援施設等における要援護障害者等及び避難者の受入れ
- ・障害福祉サービス等（施設入所支援等を除く。）の利用者に係る取扱い
- ・被災された障害者等に対する補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用について
- ・被災された視聴覚障害者等に対する情報・意思疎通支援について
- ・利用者負担の減免について

別添 2：「災害により被災した視聴覚障害等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について」（平成 28 年 10 月 24 日付け厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課自立支援振興室事務連絡）

別添 3：「避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について」（令和 3 年 6 月 16 日付け厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課自立支援振興室他事務連絡）

2. 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）における児童福祉施設等での受入れ対応及び費用負担に係る特例措置等については、別添 4 の事務連絡の内容について改めて御了知ください。

別添 4：「災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」（平成 30 年 6 月 18 日付け厚生労働省こども家庭局家庭福祉課他事務連絡）

（参考）お示ししている主な内容

- ・児童福祉施設等での受入れ
- ・在宅福祉サービス等の実施
- ・費用負担に係る特例措置等
- ・保護施設における対応

3. 児童福祉施設等の人員基準等の取り扱いについて

児童福祉施設等の人員基準等の取り扱いについては、下記のとおりとしますので、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、児童福祉施設、関係団体等への周知を図るようお願いいたします。

別添 4 の取り扱いに伴い、多数の要援護者を受け入れることにより、職員の不足をきたしている施設等については、他施設等からの職員の応援派遣について調整をお願いしているところ、これにより、派遣元の施設等において、被災地に職員を派遣したことで職員が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられるが、人員、設備等の基準の適用については、柔軟に取り扱って差し支えないこと。

4. 災害に伴う障害児への相談支援の実施等について

災害救助法の適用を受けた市区町村が管内に所在する都道府県及び当該市区町村における障害児の状況把握やケアマネジメント等の支援を行う相談支援事業の取扱

いについて、下記のとおりとしますので、関係事業者等への周知を図るとともに、障害児の適切な支援にご尽力いただきますようお願いいたします。

【障害児の安否確認と適切な支援の実施について】

被災地等においては、交通・通信事情が十分に確保されていない状況下であるが、災害救助法が適用された市区町村が障害児についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、課題の把握（アセスメント）を行い、必要なサービス提供につなげることが重要であり、とりわけ、施設や自宅等から避難し、避難所等で生活する障害児や被災地域で生活が続けている障害児については、相談支援事業者と障害児支援事業者、医療機関等が連携して適切なサービス提供につながるよう配慮すること。

【障害児相談支援事業の活用について】

避難所等で生活する障害児への相談支援の実施に当たっては、障害児相談支援事業を活用しつつ、必要となる障害児支援、インフォーマルサービス等、具体的な支援措置につなげること。

①障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助について

避難所等における障害児が障害児支援を利用する場合に係る障害児支援利用援助や継続障害児支援利用援助については、障害児相談支援給付費の支給対象となること。

②運営基準等の柔軟な取扱い

- ・障害児相談支援の事業の基準（児童福祉法第 24 条の 28）については、今般の災害に係る被災状況に鑑み、被災地の避難者の受入れを行っている事業者が形式的に基準等を満たさないことをもって、指導等を行うことのないよう柔軟に取り扱うこと。
- ・例えば、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第 15 条第 3 項に定める障害児支援利用計画の実施状況の把握（モニタリング）について、道路・鉄道等の交通の寸断、ガソリン不足等による移動手段の確保が困難な場合は、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とするとともに、同条第 2 項第 10 号に定めるサービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えないこと。
- ・機能強化型障害児支援利用援助費及び機能強化型継続障害児支援利用援助費並びに主任相談支援専門員配置加算等の加算について、やむを得ず一時的に要件を満たさなかった場合においても、引き続き算定することが可能であること。

【利用者が遠隔地等へ避難する場合の円滑なサービス提供について】

利用者が遠隔地等へ避難する場合においては、被災地と避難先の相談支援事業者や障害児支援事業者等が利用者の情報を共有するなど、円滑に引き継がれるように配慮すること。

【照会先】 こども家庭庁支援局障害児支援課

1. 及び4. について 企画法令係

T E L : 03-6861-0062

E-mail : shougaishien.hourei@cfa.go.jp

2. 及び3. について 障害児支援係

T E L : 03-6861-0063

E-mail : shougaishien.shougaijishien@cfa.go.jp